

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。
令和6年4月1日

山口県知事 村岡嗣政

1 業務概要

次に掲げる業務の委託

(1) 業務の名称

令和6年度スタートアップ起業家育成事業実施業務

(2) 業務内容

「令和6年度スタートアップ起業家育成事業実施業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

3 応募要領等の配布

令和6年4月1日（月）午後3時から4月19日（金）午後5時まで、経営金融課のホームページに掲載するので、ダウンロードしてください。

(1) 場所

山口県産業労働部経営金融課ホームページ

(2) URL

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/85/>

(3) 配布資料

- ・ 令和6年度スタートアップ起業家育成事業実施業務公募型プロポーザル応募要領
- ・ 令和6年度スタートアップ起業家育成事業実施業務仕様書
- ・ 別紙様式1 企画提案提出書
- ・ 別添様式2 質問書

4 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(2) 提出場所

山口市滝町1番1号 山口県産業労働部経営金融課

(3) 受領期限

令和6年4月19日(金)午後5時まで(必着)

5 審査

審査は、令和6年度スタートアップ起業家育成事業実施業務審査委員会により令和6年4月下旬に実施する。

6 その他

- (1) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (2) 提出された提案書は返却しない。また提出された提案書の訂正、差し替えは、認めない。
- (3) 詳細については、山口県産業労働部経営金融課経営支援班(電話：083-933-3180)に問い合わせること。